

第7期志免町障がい福祉計画

第3期志免町障がい児福祉計画

令和6年3月

志 免 町

この計画では、人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律や条例等で規定されている用語や医学的な専門用語等は「障害」と漢字で表記しています。

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 障がい者等の現状

1 身体障がい者の状況	4
2 知的障がい者の状況	7
3 精神障がい者の状況	8
4 難病患者の状況	10
5 障がい児の就学の状況	11

第3章 令和8年度の目標値

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行	13
イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
ウ 地域生活支援拠点等の整備	14
エ 福祉施設から一般就労への移行	14
オ 障がい児支援の提供体制の整備等	15

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの事業量見込み	17
ア 訪問系サービス	17
イ 日中活動系サービス	19
ウ 居住系サービス	21
エ 相談支援	22
2 障害児通所支援サービス等の事業量見込み	23
3 地域生活支援事業の事業量見込み	25

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	28
2 計画の進捗管理	28

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第7期志免町障がい福祉計画」及び「第3期志免町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、国から示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」。）及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するサービス基盤整備等にかかる令和8年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るために定めるものです。

2 計画の位置づけ

志免町では、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画を「志免町障がい者プラン」とし、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画を「志免町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を「志免町障がい児福祉計画」として一体的に策定しています。

なお、本計画は、上位計画である「志免町総合計画」や本計画を包含している「志免町福祉総合計画」をはじめとして、高齢者、児童、健康分野における町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

第2章 障がい者等の現状

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月末現在1,607人で、うち65歳以上の高齢者が1,157人で全体の72.0%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が904人（56.3%）と最も多く、次いで内部障害が451人（28.1%）となっています。また、重度障がい者（1、2級）は774人で、全体の48.2%を占めています。

〔身体障害者手帳所持者数〕

（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	12	3	2	0	4	0	21
	65歳以上	24	28	2	6	7	7	74
	合計	37	31	4	6	11	7	96
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	0	1	1	0	0	1	3
	18～64歳	6	12	2	2	0	11	33

	65 歳以上	10	16	9	15	0	47	97
	合計	16	29	12	17	0	59	133
音声・ 言語障害	18 歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18～64 歳	0	0	2	5	0	0	7
	65 歳以上	0	1	9	5	0	0	15
	合計	0	1	12	10	0	0	23
肢体不自由	18 歳未満	11	4	0	0	0	0	15
	18～64 歳	57	56	36	51	34	27	261
	65 歳以上	92	115	114	201	71	35	628
	合計	160	175	150	252	105	62	904
内部障害	18 歳未満	5	0	2	3	0	0	10
	18～64 歳	69	2	10	17	0	0	98
	65 歳以上	246	3	26	68	0	0	343
	合計	320	5	38	88	0	0	451
合計	18 歳未満	17	5	4	3	0	1	30
	18～64 歳	144	73	52	75	38	38	420
	65 歳以上	372	163	160	295	78	89	1,157
	合計	533	241	216	373	116	128	1,607

※平成 29 年 3 月末現在

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年度まで増加したものの、それ以降は減少傾向となっています。等級別に見ると、1 級、5 級、6 級はこの 5 年間増加を続けています。

〔等級別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	547	548	543	535	517
2 級	224	218	213	214	205
3 級	219	208	211	213	196
4 級	374	359	363	359	362
5 級	120	124	122	120	117
6 級	128	132	129	140	137
合計	1,612	1,589	1,581	1,581	1,534

※各年度末現在

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に推移を見ると、「視覚障害」は減少していますが「内部障害」は増加を続けています。

〔障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

障がい種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	89	90	86	83	80
聴覚・平衡機能障害	132	138	136	136	137
音声・言語 ・そしゃく機能障害	23	20	19	17	17
肢体不自由	871	845	822	816	776
内部障害	497	496	518	529	524
合計	1,612	1,589	1,581	1,581	1,534

※各年度末現在

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に推移を見ると、65 歳以上の所持者数が増加傾向にあります。

〔年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	36	37	34	40	39
18～64 歳	394	372	369	367	364
65 歳以上	1,182	1,180	1,178	1,174	1,131
合計	1,612	1,589	1,581	1,581	1,534

※各年度末現在

2 知的障がい者の状況

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 338 人で、年々増加を続けています。

障がい程度別に見ると、重度の A 判定が 138 人、軽度の B 判定が 200 人となっており、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、A 判定は 11.3%増、B 判定は 29.0%増となっています。

〔障がい程度別療育手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 判定	149	149	147	149	148
B 判定	217	231	234	249	275
合計	366	380	381	398	423

※各年度末現在

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に療育手帳所持者数を見ると、いずれの階層においても増加しています。

〔年齢階層別療育手帳所持者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	93	99	100	105	123
18～64 歳	252	257	255	267	274
65 歳以上	21	24	26	26	26
合計	366	380	381	398	423

※各年度末現在

3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年4月1日では291人であったのが、令和5年4月1日では436人となっており、5年間で49.8%の増加と一貫して増加を続けています。

等級別にみると、5年間で1級（+4.8%）、2級（+44.4%）、3級（+68.3%）と全等級で増加しており、軽度の増加割合がより高い傾向にあることがわかります。

なお、自立支援医療（精神通院）利用者数の推移をみると、令和元年からの5年間で22.6%増加しており、精神障害者福祉保健手帳所持者数のすい

〔等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	20	17	19	22	22
2 級	195	199	218	236	244
3 級	108	119	125	141	170
合計	323	335	362	399	436
自立支援医療 （精神通院）	589	630	399	688	722

※各年4月1日現在

〔年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18 歳未満	19	19	16	20	27
18～64 歳	252	260	282	312	340
65 歳以上	52	56	64	67	69
合計	323	335	362	399	436
総人口に占める 割合（%）	0.61	0.64	0.67	0.71	0.74

※各年4月1日現在

4 難病患者の状況

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、指定難病にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。この法

律に基づく医療費助成対象疾病は平成 27 年 1 月 1 日に 56 疾病から 110 疾病となり、徐々に拡大され、令和 3 年 11 月現在では 338 疾病となっています。

本町の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数をみると、平成 30 年からの 4 年間で多少の増減はあるものの、微増傾向にあることが分かります。

〔特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移〕

（単位：人）

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
320	312	332	330	333

資料：粕屋保健福祉事務所

※各年 3 月末日現在

5 障がい児の就学の状況

特別支援学校及び特別支援学級の就学等状況は、以下のとおりです。

〔特別支援学校への就学状況〕

（単位：人）

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学部	29	29	28	28	28
中学部	13	11	15	14	13
高等部	17	10	11	8	13

※各年 3 月末日現在

〔特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移〕

（単位：人）

区分			平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
知的障がい	小学校	学級数	17	17	17	15	18
		児童数	99	104	98	94	105
	中学校	学級数	5	7	8	6	5
		生徒数	24	37	49	36	33
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	12	15	15	16	19
		児童数	78	90	90	103	102
	中学校	学級数	3	3	7	6	6
		生徒数	16	18	36	36	34
聴覚障がい	小学校	学級数	1	1	1	1	1

		生徒数	1	2	1	1	2
肢体不自由	小学校	学級数	-	-	-	-	1
		生徒数	-	-	-	-	2

※各年度 5 月 1 日現在

第3章 令和8年度の目標値

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの目標を設定しました。本計画では、これまでの実績と本町の実状を踏まえ、国の指針において障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として示された7つの項目について、新たに令和8年度末までの目標を設定します。

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和元年度末の施設入所者数43人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を3人とし、令和5年度末の施設入所者数を41人と設定していましたが、令和4年度末までの地域生活移行者数は0人となっており、施設入所者数は1人増の44人となっております。

国の基本指針では、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行させ、施設入所者数を5%以上削減することを基本としていますが、本計画では、施設入所のニーズが高い実態を踏まえ、現状維持することを目標とします。

実 績	令和4年度末の施設入所者数	44人
	令和4年度末までの地域生活移行者数	0人
目 標	令和8年度末の施設入所者数	44人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	0人

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

実 績	令和4年度末までの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0回/年
-----	----------------------------------	------

目 標	令和8年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
-----	----------------------------------	------

ウ 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。前計画に引き続き、今後も障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備について検討をすすめます。

目 標	令和8年度末までに地域生活支援拠点等の検証・検討会議	1回/年
-----	----------------------------	------

エ 福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和5年度の年間一般就労移行者数を5人と設定しており、令和4年度に一般就労に移行した障がい者数は4人となっています。本計画では、令和8年度に一般就労に移行する障がい者数を令和3年度実績の1.28倍以上である5人と設定し、障がい者の就労支援に努めます。

実 績	令和4年度の年間一般就労移行者数	4人
	令和4年度末の就労移行支援事業利用者数	18人
目 標	令和8年度の年間一般就労移行者数	5人

また前計画では、令和5年度の年間就労定着支援事業利用者数を3人と設定しており、令和4年度に就労定着の支援を利用した障がい者数は4人となっています。本計画では、令和8年度に就労定着の支援を利用する障がい者数を令和3年度実績の1.41倍以上である6人と設定し、障がい者の就労定着支援に努めます。

実 績	令和4年度の就労定着支援事業利用者数	4 人
目 標	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	5 人

オ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

地域における支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保など、障がい児支援の提供体制について、次のとおり目標を定めます。

実 績	令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置
	令和5年度末までにコーディネーターの配置	未配置
目 標	令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	令和8年度末までにコーディネーターの配置	配置

実 績	令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	1 か所
	令和5年度末までに保育所等訪問事業の実施	実施済
	令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
	令和5年度末までに医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	未設置

目 標	令和８年度末までに児童発達支援センターの設置	１ か所
	令和８年度末までに保育所等訪問事業の実施	継続
	令和８年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１ か所
	令和８年度末までに医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	設置

第4章 障害福祉サービス等の見込量

（注）この章における表中の数値について

- 令和3年度、4年度は、各年度3月末の実績値
- 令和5年度は、4月から9月の平均値
- 令和6年度以降は各年度3月末の見込値を記載しています。

（注）この章における表中の単位について

人/月：1か月当たりの利用人数
時間/月：1か月当たりの利用時間数
人日/月：1か月当たりの利用人数×一人当たりの平均利用日数
を記載しています。

1 障害福祉サービスの事業量見込み

障害者総合支援法を根拠とする障がい者を対象とした障害福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の大きく4つに分けられます。第6期計画期間中のサービス利用実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までのサービス事業量を見込みました。

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

訪問系サービスの内容

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常時介護が必要な方にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います

行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に、危険を回避するための援護や外出移動時の介護を行います
重度障害者等 包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対して居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います

訪問系サービスの見込量

	単位	第 6 期（実績）			第 7 期（見込み）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	時間/月	947	887	858	902	917	932
	人/月	62	63	64	64	65	66
重度訪問介護	時間/月	65	110	395	210	210	210
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	97	99	95	98	98	98
	人/月	6	5	3	8	8	8
行動援護	時間/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	372	372	372
	人/月	0	0	0	1	1	1

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

日中活動系サービスの内容

サービスの種類	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。【新規：令和 7 年頃開始予定】
就労移行支援	就労を希望し、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識および能力を習得するための訓練を行います
就労継続支援A型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識および能力を習得するための訓練を行います
就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な方、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった方、50 歳に達している方などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整など課題解決に向けて必要となる支援を行います
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により施設へ短期間の入所を必要とする障がい者に対して、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います

日中活動系サービスの見込量

	単位	第 6 期（実績）			第 7 期（見込み）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人日/月	1,694	1,742	1,786	1,842	1,942	2,042
	人/月	82	86	89	96	101	106
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	8	8	8
	人/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	44	43	69	43	43	43
	人/月	4	4	4	4	4	4
精神障がい者の 自立訓練 （生活訓練）	人/月				1	1	1
就労選択支援	人日/月	-	-	-	-	2	2
	人/月	-	-	-	-	1	1
就労移行支援	人日/月	306	312	186	312	312	312
	人/月	17	17	11	17	17	17
就労継続支援 A 型	人日/月	820	746	692	783	783	783
	人/月	41	39	35	40	40	40

就労継続支援B型	人日/月	1,726	1,794	1,975	1,862	1,930	1,998
	人/月	94	103	112	112	121	130
就労定着支援	人/月	3	4	4	4	4	4
療養介護	人/月	12	11	11	11	11	11
福祉型短期入所	人日/月	59	75	109	91	107	123
	人/月	13	19	27	25	31	37
医療型短期入所	人日/月	21	23	39	25	27	29
	人/月	6	8	8	10	12	14

ウ 居住系サービス

居住系サービスの「自立生活援助」「施設入所支援」「共同生活援助」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

居住系サービスの内容

サービスの種類	内 容
自立生活援助	施設等を利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問により生活面の課題や体調変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
施設入所支援	自立訓練または就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な方、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な方または生活介護の対象となっている方に対して夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います

居住系サービスの見込量

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	71	73	79	75	77	79
精神障がい者の 共同生活援助	人/月	25	27		28	29	30
施設入所支援	人/月	43	44	44	44	44	44

エ 相談支援

相談支援の「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

相談支援の内容

サービスの種類	内 容
計画相談支援	障がい者またはその保護者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの必要な支援を行います

相談支援の見込量

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	人/年	323	332	343	341	350	359

2 障害児通所支援サービス等の事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、「障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）」と「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に分かれており、このうち町では「障害児通所支援」を実施します。平成 30 年度からは「居宅訪問型児童発達支援」が新たなサービスとして整備されることとなりました。

第 4 期計画期間中のサービス利用実績を踏まえた平成 30 年度から平成 32 年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

障害児通所支援サービス等の内容

サービスの種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等により、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等で児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対し児童発達支援および治療を行います
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します

障害児通所支援サービス等の見込量

区 分		第 6 期（実績）			第 7 期（見込み）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人日/月	815	940	1,001	1,065	1,190	1,315
	人/月	111	124	126	137	150	163
放課後等デイサービス	人日/月	2,583	2,829	3,105	2,883	2,937	2,991
	人/月	207	238	261	269	300	331
保育所等訪問支援	人日/月	96	160	156	224	288	352
	人/月	72	113	122	154	195	236
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	366	416	451	466	516	566

障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

区 分	受入れ実績 (令和 4 年度)	定量的な目標（見込み）		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所	46	46	46	46
認定こども園	20	20	20	20
地域型保育事業	0	1	1	1
放課後児童健全育成事業	46	62	62	62

3 地域生活支援事業の事業量見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

第4期計画期間中のサービス利用実績を踏まえた平成30年度から平成32年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

地域生活支援事業の内容

サービスの種類	内 容
相談支援事業	障がい者の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行います
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、制度の利用を支援します
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能の障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣し、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行います
日常生活用具給付事業	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がい者の社会参加や余暇支援を促進するため、外出時の移動を支援します
地域活動支援センター	障がい者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴車にて入浴介護を行います
日中一時支援事業	日中一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、施設において生活介助、見守り等を行います

自動車運転免許取得 助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します
自動車改造助成事業	身体障がい者の自立した生活及び社会活動への参加を促進するため、自ら所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成します

相談支援事業等の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	実施箇所 （箇所）	4	4	4	4	4	4
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 （人/年）	0	0	0	1	1	1

意思疎通支援事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	利用件数 （件/年）	205	321	162	161	165	165
手話通訳者設置事業	設置人数 （人/年）	1	1	1	1	1	1

日常生活用具給付事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数 （件/年）	3	6	2	6	6	6
自立生活支援用具	件数 （件/年）	6	8	5	8	8	8
在宅療養等支援用具	件数 （件/年）	7	12	3	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件数 （件/年）	8	8	4	8	8	8
排泄管理支援用具	件数 （件/年）	315	333	400	420	435	450
住宅改修費	件数 （件/年）	3	1	2	3	3	3

手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修	修了見込者 数（人/年）	7	5	5	5	5	5
手話奉仕員登録者	登録者数 （人/年）	0	0	0	0	0	1

移動支援事業の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	利用者数 （人/月）	55	55	57	62	63	64
	利用時間 （時間）	4,132	4,602	4,927	5,047	5,071	5,095

地域活動支援センターの見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	利用者数 （人/月）	87	79	86	90	90	90
	設置箇所 （箇所）	4	4	4	4	4	4

地域生活支援事業（任意事業）の見込量

区 分		第4期（実績）			第5期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	利用者数 （人/年）	2	3	2	2	2	2
日中一時支援事業	利用者数 （人/年）	16	13	14	15	15	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 （人/年）	3	1	2	2	2	2

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者・障がい児に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、障がい者・障がい児の保護者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、地域・町内会、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

加えて、「糟屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会」と連携しながら、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上につながる取組みを進めていきます。

2 計画の進捗管理

数値目標及びサービス見込量については、1年に1回その実績を把握し、必要に応じて「志免町障害者計画及び障害福祉計画運営審議会」において、計画の変更等について審議します。